

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名	所在地																		
学校法人湘中央学園浦添看護学校		平成24年3月19日	照屋 清子	〒 901-2104 (住所) 沖縄県浦添市当山二丁目30番1号 (電話) 098-877-7741																		
設置者名		設立認可年月日	代表者名	所在地																		
学校法人湘中央学園		昭和59年4月20日	稲福 全人	〒 252-1121 (住所) 神奈川県綾瀬市小園1424番4号 (電話) 0467-77-1234																		
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																	
医療	医療専門課程	看護学科	平成25(2013)年度		平成26(2014)年度																	
学科の目的	本校は教育基本法及び保健師助産師法の規定に基づき看護師に関する専門技術及び理論を修得させると共に学識と教養の向上を図ることを目的とする。																					
学科の特徴(取得可能な資格、中途退学率(2025年度):1.6%(退学の主な理由:家庭の事情、体調不良、疾病等)中退防止・中退者支援のための取組:個人面談の定期的実施、学納金についての相談窓口開設、補講実施、キャリア支援チームによる支援を実施。)																						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技														
3年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 3,075 単位時間 単位		1,661 単位時間 単位	357 単位時間 単位	1,035 単位時間 単位	〇〇 単位時間 単位	22 単位時間 単位														
生徒総定員	生徒実員(A)	留學生数(生徒実員の内数)(B)	留學生割合(B/A)	中退率																		
360人	372人	0人	0%	2%																		
就職等の状況	■卒業生数(C)		104人																			
	■就職希望者数(D)		97人																			
	■就職者数(E)		97人																			
	■地元就職者数(F)		63人																			
	■就職率(E/D)		100%																			
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		70%																			
■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		96%																				
■進学者数		5人																				
■その他																						
(令和7年度卒業生に関する令和8年5月1日時点の情報)																						
■主な就職先、業界等 (令和7年度卒業生) 病院、医療機関等																						
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載			無																		
	評価団体:	受審年月:	評価結果を掲載したホームページURL																			
当該学科のホームページURL	https://ssl.urasoe-ns.ac.jp/																					
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A:単位時間による算定)		<table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>3,075 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>1,140 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>1,140 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>0 単位時間</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>0 単位時間</td></tr> </table>						総授業時数	3,075 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	1,140 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間	うち必修授業時数	1,140 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	0 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間
	総授業時数	3,075 単位時間																				
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	1,140 単位時間																					
うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位時間																					
うち必修授業時数	1,140 単位時間																					
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	0 単位時間																					
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位時間																					
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間																					
(B:単位数による算定)		<table border="1"> <tr><td>総単位数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の単位数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち必修単位数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td><td>単位</td></tr> </table>						総単位数	単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	単位	うち企業等と連携した演習の単位数	単位	うち必修単位数	単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	単位	
総単位数	単位																					
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	単位																					
うち企業等と連携した演習の単位数	単位																					
うち必修単位数	単位																					
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	単位																					
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	単位																					
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	単位																					
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者		(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	17人																		
	② 学士の学位を有する者等		(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	3人																		
	③ 高等学校教諭等経験者		(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人																		
	④ 修士の学位又は専門職学位		(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	4人																		
	⑤ その他		(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0人																		
	計			24人																		
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		24人																				

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

- ・建学の精神である「生命を尊重する、人間性豊かな専門職業人の育成」を目指す。
- ・キャリア教育・実践的な職業教育の視点から関連分野と連携してカリキュラムや教育方法の工夫を実施する。
- ・実践的な専門職業教育を行う教育機関として、関係業界等において必要な人材育成を実現すること。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

- ・学校は、教育課程編成に関する事項を諮問するために教育課程編成委員会を設置する。
- ・学校は、委員会の答申を受け、理事会に教育課程変更の審議を要請するものとする。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

2026年6月1日現在

名前	所属	任期	種別
吉田 智枝美	沖縄県看護協会	2026/6/1～2027/5/31(1年)	①
諸見謝 真	沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	2026/6/1～2027/5/31(1年)	③
照屋 清子	学校法人湘中央学園浦添看護学校 校長	2026/6/1～2027/5/31(1年)	—
瑞慶覧 梢	学校法人湘中央学園浦添看護学校 教務部長	2026/6/1～2027/5/31(1年)	—
新里 律子	学校法人湘中央学園浦添看護学校 実習指導主任	2026/6/1～2027/5/31(1年)	—
稲嶺 広樹	学校法人湘中央学園浦添看護学校 事務部長	2026/6/1～2027/5/31(1年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(10月、2月)

(開催日時(実績))

第1回 2025年11月6日 14:00～16:00

第2回 2026年2月17日 14:00～16:00

0

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

委員の意見

・臨床判断能力育成の取組として看護技術演習にTAを活用し、臨床現場とのシームレスな教育を実践している点は評価できる。一方でTA選定基準や事前調整の方法、授業案の共同作成の必要性などの意見があった。

方法の改善点

・学校と臨床現場との連携・強化のための体制を構築し、調整会議を開催する。その中で授業の到達目標を共有した上で、TAの選定基準や授業案作成を具現化していく。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

・目的

看護の対象を全人的に捉え、既習の知識・技術をあらゆる健康状態にある対象に応じて、看護実践できる基礎的能力を養う。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

・3年次5月から12月下旬までの約24週間、2年次1月から3月までの約6週間、1年次7月、1月から2月までの約4週間とし、1週間のうち月曜日から金曜日までの5日間を実習とする。

・臨地実習の最終評価は実習施設による技能・態度を中心とした資質評価『臨地実習評価表』と学校による『実習終了試験』、『実習ノート』等の学力評価を総合した成績とし、60点以上を合格とする。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
基礎看護学実習Ⅰ	3. 【校外】企業内実習（4に該当するものを除く。）	医療施設における看護援助場面の見学をとおして、看護の機能と役割を理解するとともに、看護師としての基本姿勢の基盤をつくる。	琉球大学医学部附属病院、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター、浦添総合病院、沖縄県立中部病院 ほか
基礎看護学実習Ⅱ	3. 【校外】企業内実習（4に該当するものを除く。）	看護過程を活用し、対象の基本的欲求を理解して生活上の援助を行うことで、看護の基礎的能力を養う。	琉球大学医学部附属病院、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター、浦添総合病院、沖縄県立中部病院 ほか
成人・老年看護学実習Ⅰ	3. 【校外】企業内実習（4に該当するものを除く。）	成人期・老年期の特性を踏まえ、対象の健康上の課題及び生活上の課題を理解し、日常生活適応への看護を習得する。	中部病院、浦添総合病院、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター ほか
成人・老年看護学実習Ⅱ	3. 【校外】企業内実習（4に該当するものを除く。）	一部の演習において、看護基礎教育における技術指導と臨床における技術の応用をTA（ティーチングアシスタント）を用いて看護を実践する基礎的能力を養う。	中部病院、浦添総合病院、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター ほか
成人・老年看護学実習Ⅲ	3. 【校外】企業内実習（4に該当するものを除く。）	成人期・老年期の特性を踏まえ、健康の急激な破綻から回復にある対象を理解し、機能回復および生活活動の維持、日常生活への復帰に向けての看護が実践できる能力を養う。	中部病院、浦添総合病院、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター ほか

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

学校法人湘央学園 学会及び研修規定等に定める

・学校は、職能団体、企業等が実施する学会および研修等へ教員を計画的に参加させることにより、職業に関連した実務に関する知識、技術および技能の向上、または授業および学生に対する指導力等の習得、向上を図る。

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

学校法人湘央学園 学会及び研修規定等に定める

・学校は、職能団体、企業等が実施する学会および研修等へ教員を計画的に参加させることにより、職業に関連した実務に関する知識、技術および技能の向上、または授業および学生に対する指導力等の習得、向上を図る。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	令和7年度 沖縄県専任教員養成講習会	連携企業等:	沖縄県看護協会
期間:	7カ月	対象:	教員
内容	看護基礎教育において、教育実践に必要な知識・技術・態度を習得し、教員として創造的に活動できる能力を啓発する。		

研修名:	日本協同教育学会 第21回大会	連携企業等:	日本協同教育学会
期間:	2日間	対象:	教員
内容	協同学習の理論と実践を往還させ、学級づくりや教育改善の課題を共有し、研究と実践者の交流で理解を深める		

研修名:	0	連携企業等:	0
期間:	0	対象:	0
内容	0		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	一般社団法人日本看護学校協議会令和7年度 学校長会	連携企業等:	日本看護学校協議会
期間:	1日	対象:	校長
内容	看護学教育に関する最新情報交換、協議事項等を通して今後の教育活動に役立てる。		

研修名:	日本看護研究学会 学術集会	連携企業等:	日本看護研究学科
期間:	0	対象:	教員
内容	看護研究の最新動向やDX活用、災害対応の知見を得て、教育・実践へ応用する視点が養われる。		

研修名:	認定看護管理者教育課程(ファーストレベル)	連携企業等:	日本看護協会
期間:	23日	対象:	教員
内容	看護管理の基礎理論・チーム運営・医療政策・人材育成などを学び、主任としての管理能力を養う研修。		

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	令和7年度 沖縄県専任教員養成講習会	連携企業等:	沖縄県看護協会
期間:	7カ月	対象:	教員
内容	看護基礎教育において、教育実践に必要な知識・技術・態度を習得し、教員として創造的に活動できる能力を啓発する。		

研修名:	日本協同教育学会	連携企業等:	日本協同教育学会
期間:	2日間	対象:	教員
内容	協同学習の理論と実践を往還させ、学級づくりや教育改善の課題を共有し、研究と実践者の交流で理解を深める		

研修名:	日本在宅看護学会学術集会	連携企業等:	日本在宅看護学会
期間:	2日間	対象:	教員
内容	域包括ケアの次段階を見据え、在宅看護と病院・企業・政治等との連携拡大をテーマに、テクノロジー活用やイノベーション推進を目指す		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	一般社団法人日本看護学校協議会 学校長会	連携企業等:	日本看護学校協議会
期間:	1日	対象:	校長
内容	看護学教育に関する最新情報交換、協議事項等を通して今後の教育活動に役立てる。		

研修名:	日本看護研究学会 学術集会	連携企業等:	日本看護研究学科
期間:	0	対象:	教員
内容	看護研究の最新動向やDX活用、災害対応の知見を得て、教育・実践へ応用する視点が養われる。		

研修名:	日本看護学校協議会教務主任会	連携企業等:	日本看護協会
期間:	1日	対象:	教員
内容	看護学教育に関する最新情報交換、協議事項等を通して今後の教育活動に役立てる。		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

・実践的な職業教育を目的とした教育活動その他の学校運営について、社会のニーズを踏まえた目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さについて評価・公表することにより、学校として組織的・継続的な改善を図る。
 ・生徒、保護者、高等学校等、関係団体に適切な説明責任を果たすとともに、学校関係者に教育活動その他学校運営について理解を得る。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・学園の精神・教育理念・目的・育成人材像は定められているか ・学校における職業教育の特色は適正か ・建学の精神・教育理念・目的・育成人材像が生徒、保護者等に周知されているか ・各学科の教育目標、育成人材像は、学科に対応する業界のニーズに適合しているか
(2)学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画及び目的に沿った運営方針が策定されているか ・運営組織や意志決定機能は、規則等において明確化されているか、また、有効に機能しているか ・人事、給与に関する制度は整備されているか ・教務・財務等の組織整備など意志決定システムは整備されているか ・業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか ・教育活動に関する情報公開が適切になされているか ・情報システム化等による業務の効率化が図られているか
(3)教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ・教育理念などに沿った教育課程の編成・実施方針などが策定されているか。 ・教育理念・育成人材像や業界のニーズを踏まえた学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか。 ・学科などのカリキュラムは体系的に編成されているか。 ・キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか。 ・関連分野の企業・関係施設など、業界団体などとの連携により、カリキュラムの作成・見直しなどが行われているか。 ・関連分野における実践的な職業教育(産学連携による職業体験・インターンシップ、実技・実習など)が体系的に位置づけられているか。 ・授業評価の実施・評価体制はあるか。 ・職業教育などに対する外部関係者からの評価を受け入れているか。 ・成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確になっているか。 ・資格取得の指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるのか。 ・人材育成目標に向けて授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか。 ・関連分野における業界等との連携においてすぐれた教員(本務・兼務を含む)を確保するなど、マネジメントが行われているか。 ・関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための研修や教員の指導力育成などの資質向上のための取り組みが行われているか。 ・職員の能力開発のための研修等が行われているか。
(4)学修成果	<ul style="list-style-type: none"> ・就職率の向上が図られているか ・資格取得率の向上が図られているか ・退学率の低減が図られているか ・卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか

(5) 学生支援	<ul style="list-style-type: none"> ・進路・就職に関する支援体制は整備されているか ・学生相談に関する体制は整備されているか ・学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか ・学生の健康管理を担う組織体制はあるか ・課外活動に対する支援体制は整備されているか ・学生の生活環境への支援は行われているか ・保護者と適切に連携しているか ・卒業生への支援体制はあるか ・関連分野における業界との連携による再教育プログラム等を行っているか ・高校・高等専修学校等の連携によるキャリア教育・職業教育への取組が行われているか
(6) 教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか ・機器・備品は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか ・図書室の設備等は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか ・学外実習等についての十分な教育体制を整備しているか ・防災に対する体制は整備されているか
(7) 学生の受入れ募集	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校に対する情報提供等の取組が行われているか ・学生募集活動は、適正に行われているか ・学生募集活動において、資格取得、就職状況の情報は正確に伝えられているか ・学生納付金は妥当なものとなっているか ・生徒募集の効果と実績を検証しているか
(8) 財務	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的に学校の財政基盤は安定しているといえるか ・予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか ・財務について会計監査が適切に行われているか ・財務情報公開の体制準備はできているか
(9) 法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか ・法令、条例による報告、点検、検査が適切に実施されているか ・個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか ・自己評価の実施と問題点改善に努めているか ・自己評価結果を公開しているか
(10) 社会貢献・地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか ・学生のボランティア活動を奨励、支援しているか ・公開講座、教育訓練の受託等を積極的に実施しているか
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

委員の意見

カリキュラムや教育方法の工夫などは積極的に取り組んでいるが、成果が可視化できていない。1例として授業評価アンケートの回収率が低いので実施方法の見直しや学生への目的の周知などが必要。

方法の改善点

授業時間内での回答時間確保・項目精査により回収率を向上させ、結果をデータ化して授業改善に活用する体制を検

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
吉田 智枝美	沖縄県看護協会	2026年6月1日から2027年5月31日	協会
諸見謝 真	沖縄県南部医療・子ども医療センター	2026年6月1日から2027年5月31日	企業
宮平 栄治	名城大学 教授	2026年6月1日から2027年5月31日	学術機関等
熊澤 亮輔	熊澤会計事務所外部評議員代表	2026年6月1日から2027年5月31日	企業
新川 葉子	学校法人湘中央学園浦添看護学校後援会 会長	2026年6月1日から2027年5月31日	後援会
山城 幸姫	学校法人湘中央学園浦添看護学校同窓会 会長	2026年6月1日から2027年5月31日	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
 (例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://ssl.urasoe-ns.ac.jp/>

公表時期: 毎年6月1日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

・学校に関する教育活動の状況や内容及び資格取得など、学校全体の状況が把握できるような情報提供をすることにより、関連業界等との連携・協力を図り、教育活動の改善や社会的信頼を得る。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	・学校の教育・人材養成の目標及び教育計画、特色 ・校長名、所在地、連絡先等 ・学校の沿革、歴史
(2) 各学科等の教育	・入学者に関する受入れ方針及び入学者数、収容定員 ・カリキュラム、時間割、使用する教材など授業方法及び内容 ・学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等 ・資格取得、検定試験合格等の実績 ・卒業後の進路
(3) 教職員	・教職員数
(4) キャリア教育・実践的職業教育	・実習・実技等の取組状況
(5) 様々な教育活動・教育環境	・学校行事への取組状況
(6) 学生の生活支援	・学生支援への取組状況
(7) 学生納付金・修学支援	・学生納付金の取扱い
(8) 学校の財務	・貸借対照表、収支計算書、監査報告書
(9) 学校評価	・自己評価、学校関係者評価の結果
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://ssl.urasoe-ns.ac.jp/>

公表時期: 毎年6月1日

授業科目等の概要

#REF!	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		2026年6月1日		企業等との連携		
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任			
1	○			論理的思考	客観的に物事を認識するための論理性は、すべての科学分野において重要である。論理的思考の形式と法則を学び、文章の読解を通じて論理的思考の基礎を養う内容である。	1前	15	1	○	△		○			○			
2	○			学びの基本	これから看護を学ぶための基本姿勢や協同の精神を取り入れた学習方法を学ぶ内容である。協同学習の理論や協同による論理的言語技術、協同に基づく探求学習の方法などを取り入れ主体的な学びができる。協同学習の技法は、これから学ぶ各看護学の学習方法の基本となる。	1前	30	1	○	△		○			○			
3	○			人間工学	人間工学は、人間とそのまわりの環境をシステムとしてとらえ、これらの関係について解剖学、生理学、心理学などの領域から検討し、安全性、快適性、合理性を追求する学問である。本講義では人間を取り巻く生活環境、人間の動作の特徴を物理学的視点で学ぶ。 自然環境である光・音・振動などの性質を理解することは、よりよい生活環境の調整につながる。又、光・音・振動などの性質は多くの医療機器に活用されている。その原理を理解することは、検査や治療上の注意事項と関連できるようになり、誤作動による医療事故の防止にもつながる。また、人体の運動力学を学び、効果的なケアにつながる。	1前	15	1	○			○				○		
4	○			生活と暮らし	人間にとって生活と何か、暮らしとは何か理解し、生活を構成する要素、様々な生活環境を知る。看護を行う上で対象の生活を理解することは不可欠であり、生活の定義や捉え方を学ぶ内容である。暮らすとはどういうことか理解するとともに生活が健康に与える影響を知る。	1前	15	1	○			○				○		
5	○			健康と栄養	人間の生活における健康と栄養の関連性について理解し、発達段階に応じた食事の形態の基本を学ぶ。現在の栄養問題である生活習慣病や傷病者・高齢者などの低栄養障害の治療のため食品やその成分のみではなく、目の前の人間を見て健康・栄養状態を考える「人間栄養学」としての考えを学ぶ。医療における栄養の役割について理解する内容である。	1前	15	1	○			○				○		
6	○			生涯発達心理学	看護の対象である人間の発達課題、心理・社会的危機について理解し看護実践における対象理解を学ぶ。	1前	30	1	○			○				○		
7	○			倫理学	人間とは何か、人間は如何に生きるべきか、人間・生命の尊厳とは何か、といった倫理的問題は古来より東西において様々なかたちで議論されてきたが、現代になると、急激な科学技術や生命科学の進歩によって、人類がかつて経験したことがなく、かつ、これまでの倫理観では対応の難しい様々な倫理的問題が浮上し、医療や看護の領域でも切実な問題となっている。 本講義では、そのような問題に対して、1. 倫理とは何か、2. 人間の行動と倫理、3. 倫理学の諸相、4. 現代における倫理問題I、5. 現代における倫理問題II、6. 倫理的意思決定という6つの観点から対処より良き問題解決策を共に見出してゆく。	1前	30	1	○	△		○					○	
8	○			人間関係論	人間関係の意義を理解し、人間関係発展のためのコミュニケーション技術とカウンセリングの基本・技法を学ぶ。	1前	30	1	○	△		○				○		

9	○		教育学	人間にとっての教育の意義を理解し、家庭・社会・学校における教育の特徴を学ぶ。教育の原理・方法・評価方法、現代教育の諸問題を学び、健康教育や保健教育を具体的に提供する能力を養う。	1前	30	1	○	△	○	○							
10	○		異文化の理解Ⅰ (英語)	専門的学習へ導くための科目と捉え、看護ケアの場面で の英会話や、看護英語の文献の読解を学ぶ。また、国際化豊 かな地域性を生かし、在外国人との交流しやすい環境に あるため、言語のみでなく外国文化の理解につなげる内容 である。	1後	30	1	○	△	○	○							
11	○		異文化の理解Ⅱ (中国語)	台湾・中国・香港の医療システムや診療文化を認識するこ とからその地域の文化的感受性を構築する。さらに基礎的 に中国語による看護現場の基本的なコミュニケーションが できる内容とする。	3後	15	1	○		○	○							
			異文化の理解Ⅱ (韓国語)	外国の医療システムや診療文化を認識することからその地 域の文化的感受性を構築する。さらに基礎的に韓国語によ る看護現場の基本的なコミュニケーションができる内容と する。				○		○	○							
			異文化の理解Ⅱ (スペイン語)	様々な国の人と交流することで、文化を触れて身近に感じ ることができる内容とする。また、積極的にコミュニケー ションをとることにつながる。				○		○	○							
12	○		健康とスポーツ	心と体のバランスは健康を考える上で重要である。運動 は、心のバランスを保つ上でも必要である。また、運動に よる筋力アップは、転倒予防、生活習慣病の予防にもつな がる。生活の中でとりいれられる運動を実践することは、 自らの健康維持にも役立ち、看護を実践する上での指標と なる。生活の中での運動に焦点を当て、学習する。	2前	30	1	○	△	○	○							
13	○		社会と家族	社会の構造や家族の形態・機能を学ぶ。患者や患者を取り 巻く家族を理解し、家族を含めた看護を考える視点を学 ぶ。	2前	15	1	○		○	○							
14	○		沖縄の文化	さまざまな民族の文化や社会を知ることによって、自らの 文化や社会、さらに人間について学ぶ。異文化理解の枠組 み、制度化された人間関係、儀礼や信仰のありようを学 ぶ。	3前	15	1	○		○	○							
15	○		情報科学	「情報」と「コミュニケーション」は、専門職である看護 師にとって情報通信技術はその専門性を発揮するために必 要不可欠なものである。また、情報社会において看護師 は、ICTを活用した情報収集するための能力を身につけ 患者の情報を安全に活用し、情報をもとに関わりを持つ必 要がある。講義では情報とは何か、看護に関連づけて学ぶ とともに情報リテラシーを学ぶ内容とする。さらに、看護 の専門性を発揮するための看護研究に必要なデータ収集や 統計的手法も学ぶ。	2後	30	1	○	△	○	○							
16	○		人体のしくみと はたらきⅠ	疾病治療学との関連で、基本的な解剖学的用語や身体 の構成を学び、人体のしくみとはたらきを学ぶ意義や看護の土 台となる基礎知識を学ぶ内容とした。また、ヒトの生活行 動に焦点をあて「食べる」「トイレに行く＝排尿」の2つ の生活行動の内容を機能別に捉えて学ぶ。消化器、尿の生 成、子孫を残すしくみ＝生殖器に関するしくみとはたらき に人体の発生をあわせて学ぶ内容とした。	1前	30	1	○	△	○	○							
17	○	取得 可能 な 資 格	人体のしくみと はたらきⅡ	ヒトの生活行動に焦点をあてた人体のしくみとはたらき のうち「息をする」を学ぶ内容とした。また、恒常性維持 のための物質の流通に関連するしくみとはたらきとして、流 通の媒体である血液、生体防御を学ぶ。さらに、流通の原 動力である循環のしくみとはたらきについて学ぶ内容とし た。	1前	30	1	○	△	○	○							
18	○		人体のしくみと はたらきⅢ	「人体のしくみとはたらきⅢ」では、恒常性維持のため の調節機構に関連する人体のしくみとはたらきとして、内 部の環境を整える、情報を判断し伝達する、身体を支え動か す、外部から情報を取り入れるしくみとはたらきについて 学ぶ内容とした。	1後	30	1	○	△	○	○	△	○					

31	○		臨床薬理学	薬理学総論の内容を踏まえ、薬物療法の基礎知識、対症療法薬・主要疾患の臨床薬理学、薬物療法の基本と看護師の役割について学ぶ。また、薬物療法時に必要な看護師の臨床判断するための基礎的な知識について学ぶ。	2前	15	1	○			○							
32	○		臨床栄養学	科目「健康と栄養」の学習内容を踏まえ、傷病者の様々な病態や栄養状態等に応じた総合的な栄養管理について学ぶ。また、栄養管理はチーム医療を基盤として行われるため、病院における栄養管理の概要と各種疾患患者の食事療法の実践を学ぶ。栄養管理について理解することで食事療法における臨床判断能力が身につけられるように栄養のアセスメントについて学ぶ。	2後	15	1	○			○							
33	○		健康支援論	時代の変化に応じて健康の概念や人々の健康に対する捉え方が変化している。ヘルスプロモーションの概念を取り入れた健康教育が重要な位置を占めている。そこで現在の健康教育のあり方やその考えを学ぶ。	2前 ～ 後	30	1	△	○			○						
34	○		保健医療論	医療のあり方が大きく変貌しつつある今日、医療の変遷を知らずにこの変貌した時代や看護の目指す目標を明確にすることは難しい。医療の変遷を知り、現在の保健医療システム・サービスの現状と課題について学ぶ内容とする。	3前	15	1	○			○							
35	○		公衆衛生学	公衆衛生の目的は、生活者のさまざまな健康について学び、健康で活力ある福祉社会を作り上げることにある。公衆衛生の活動において、個々の疾病予防に対する自然環境へのアプローチとともに社会や経済、文化・風俗、習慣など人間の行動や生活習慣に着目する社会的環境へのアプローチを学ぶ。	2後	30	1	○			○							
36	○		社会福祉Ⅰ	国民の最低限生活を保障する社会保障制度、社会的な支援を要する者への支援を行う社会福祉制度がある。社会保障、社会福祉制度は、高齢化の急速な進行と年金制度の成熟化、介護保険制度の創設などにより、誰もが必ずかわりをもつ普遍的な制度として意識されるようになった。生活者の健康を保障する社会の制度を理解し、看護を提供する上で社会資源を活用する能力の基礎知識を学ぶ。	1後	15	1	○			○							
37	○		社会福祉Ⅱ	国民の最低限生活を保障する社会保障制度、社会的な支援を要する者への支援を行う社会福祉制度がある。社会保障、社会福祉制度は、高齢化の急速な進行と年金制度の成熟化、介護保険制度の創設などにより、誰もが必ずかわりをもつ普遍的な制度として意識されるようになった。生活者の健康を保障する社会の制度を理解し、看護を提供する上で社会資源を活用する能力の基礎知識を学ぶ。	2後	30	1	○			○							
38	○		看護と法律	医療に関連する法の基礎知識、看護職に必要な法規を学び、専門職業人として法的責任を自覚した行動が取れるための基礎知識を学ぶ。	3後	15	1	○			○							
39	○		基礎看護学概論Ⅰ	看護学概論は、すべての看護学の基盤となる科目であることを前提に、看護とは何かを考える科目である。講義では「看護とは」を軸にし、対象である「生活者としての人間」、対象を取り巻く「環境」、看護実践の目的である「人間の健康」を概念的に学ぶとともに、「看護の機能と役割」についての理解を深める。また、「看護倫理」を学び、看護師としての行動の基盤となる「倫理観」や自己の「看護観」を培う。	1前	30	1	○	△		○			○				
40	○		基礎看護学概論Ⅱ	先人の看護理論についての変遷や理論の特徴を学び、さまざまな視点から看護に対する考え方を理解する内容とした。また、人間の基本的欲求の捉え方はこれから学習する方法論につながる内容とした。研究の基礎では、根拠に基づいた看護実践（EBP）を行うための基礎や統合分野の科目「事例研究」の基礎となるように学ぶ。研究の基礎を学ぶことで、探究心を養うことを目的としている。また、疾病の経過ではなく、対象の生活の変化に焦点を当てた健康状態の捉え方や対象の特徴、看護についても学ぶ内容とした。	1前 ～ 後	30	1	△	○		○			○				

41	○		基礎看護学方法論Ⅰ	すべての看護の基盤となる技術を学ぶ科目とした。 すべての看護技術は、対象の生命の尊厳・人権を守り、最大限の安楽を提供し、自立を促すものである。さらに現代ではその人らしさ（個性）を重視する視点も重要となる。そのため、看護援助の基本となる技術の考え方や基本原則、医療事故防止のための医療安全、安楽で効率的な動きについて学ぶ内容とした。 また、看護記録の目的と意義を理解し、看護における観察・記録・報告の必要性を学ぶとともに、情報管理や情報の取り扱い方法についても学ぶ。 さらに診療に伴う技術の根本になる技術として、感染予防策につながる滅菌物の取り扱いの基礎的知識と技術について学ぶ内容とした。	1前	30	1	○	△	○	○									
42	○		基礎看護学方法論Ⅱ	すべての看護の基盤となる技術を学ぶ科目とした。 人間関係を成立・発展させるための技術として、コミュニケーション技術の意義や基礎知識を学び、コミュニケーションの重要性についての理解を深める。また、看護における学習支援や安全で快適な療養環境を整える意義・方法を学び、習得できる内容にした。	1前	30	1	△	○	○	○									
43	○		基礎看護学方法論Ⅲ	看護職者が独自の判断を必要とする場面が増え、看護の役割として対象の身体状況全体を客観的、系統的に観察する能力が求められる。対象の健康上の課題を生活の視点で捉える必要性を理解し、観察のための具体的方法の基礎知識を学ぶ。看護師の「目」「手」「耳」を使って診察の技法を活用してみる。また、身体の状態をとらえるのに最も基本的で、かつ最も重要なバイタルサインを学ぶ。 身体各部の計測の意義を理解し、正しい測定方法の基礎知識を学ぶ。	1前	30	1	△	○	○	○									
44	○		基礎看護学方法論Ⅳ	対象の日常生活行動に対する理解を深め、健康上の課題を有する対象の日常生活を整えるために必要な援助技術を科学的根拠に基づいて学ぶ。また、対象のニードや生活行動に焦点をあて、専門基礎分野の「人体のしくみとはたらき」と関連させながら援助方法を学ぶ。この科目では、活動と休息、排泄を整える援助について学ぶ内容とした。	1前	30	1	△	○	○	○									
45	○		基礎看護学方法論Ⅴ	対象の日常生活行動に対する理解を深め、健康上の課題を有する対象の日常生活を整えるために必要な援助技術を科学的根拠に基づいて学ぶ。また、対象のニードや生活行動に焦点をあて、専門基礎分野の「人体のしくみとはたらき」と関連させながら援助方法を学ぶ。この科目では、食事・栄養、清潔・衣生活を整える援助について学ぶ内容とした。	1前 ～ 後	30	1	○	△	○	○									
46	○		基礎看護学方法論Ⅵ	臨床の場で活用する頻度が高く、健康上の課題を有する対象に共通している検査や、治療・処置時の援助技術である薬物療法、輸血療法に伴う基礎的技術を安全・安楽かつ的確に実施できるよう学ぶ。	1後	30	1	△	○	○	○									
47	○		基礎看護学方法論Ⅶ	呼吸を整えるための酸素療法や吸入療法及び吸引療法、救命救急処置、創傷処置、苦痛緩和への援助に伴う基礎的技術を安全・安楽かつ的確に実施できるよう学ぶ。	1後	30	1	△	○	○	○									
48	○		基礎看護学方法論Ⅷ	看護実践とは看護を必要とする対象の看護問題やその原因を明らかにし、それに対して看護師がどのような援助を行っていくかを具体的目標とともに表明したうえで、その目標や援助の計画に沿って看護技術を駆使し実践を行い、評価し、さらに次の実践へとつなげていく螺旋階段のような営みである。看護過程は、看護を実践するための手段や考え方のごとであり、看護を系統的かつ科学的に行うための問題解決過程である。本講義では看護過程の基礎知識や展開方法について学習する。	1後	30	1	△	○	○	○									
49	○		基礎看護学方法論Ⅸ	看護師の活動の場が拡大していく中で、看護職者が独自の判断を必要とする場面が増え、看護師には対象の身体状況を客観的・系統的に観察する能力が求められる。対象に合った援助を行うためには、対象を統合体として捉えることは欠かせない。本科目では、看護の基本となる技術や日常生活援助技術などの技術を統合し、対象に合わせた援助方法を学ぶ内容とした。また、人体のしくみとはたらき・病理学総論・疾病治療学で学んだ知識と関連させ、看護におけるフィジカルアセスメントを学ぶ。その中で、フィジカルイグザミネーションを用いて、対象の健康状態のアセスメントを体験的に学ぶ。演習を通して、臨床判断能力の基本を学び、看護実践力の強化につなげる。	1前	30	1	△	○	○	○									
50	○		地域・在宅看護概論Ⅰ	地域で生活・暮らす人々を支えるための基盤となる概念を学ぶ。地域で生活をしている人々の関わりや地域での様々な生活体験を通して地域で生活をする人々とその家族を理解し学ぶ内容とした。	1前	15	1	○	△	○	○									

51	○		地域・在宅看護概論Ⅱ	地域・在宅看護における対象の健康に与える環境について理解し、健康を捉える視点を理解する。その人らしい生活や自立を支えていく必要性や倫理について学ぶ。また、地域で暮らし続けるためのケアマネジメントについて理解し、地域・在宅看護に必要な社会資源について学ぶ内容とした。地域・在宅看護における看護の機能と役割についても考え学ぶ内容とした。	1後	30	1	○	△		○	○			
52	○		地域・在宅看護論方法論Ⅰ	ケアマネジメントの必要性や多職種連携についての具体的な支援や専門職種連携の実際を学ぶ内容とした。	2前	15	1	○	△		○	○	○		
53	○		地域・在宅看護論方法論Ⅱ	対象の健康状態の状態に合わせた看護について学ぶ内容とした。実際に地域で生活している当事者の語りから、地域で療養する人々がどのように生活しているのか、また、どのような専門職種が連携し支えてしているかを学ぶ内容とした。「人生最期の時」については事例を取り上げ、終末期にある地域・在宅看護の対象者とその家族の看護について考え学んでいく。	2前	15	1	○	△		○	○	○		
54	○		地域・在宅看護論方法論Ⅲ	地域・在宅看護の実際について学ぶ。訪問時の基本技術についての演習を取り入れた内容とした。訪問看護の訪問者としての一般常識やマナー、人間関係形成のためのコミュニケーション技術、生活の場で行われる看護技術について考え学ぶ内容とした。在宅におけるリスクマネジメントを含め、地域で生活する人々を支え続けていくために必要な援助について講義・演習を通して学んでいく。演習の中ではICTを活用した、報告・記録についても学ぶ内容とした。	2前～後	30	1	○	△		○	○	○		
55	○		地域・在宅看護方法論Ⅳ	地域・在宅看護の対象とその家族の思いを大切にしながら地域の中で支え続けていくための看護過程の展開・援助の工夫について学習する。これまで学習した制度や多職種連携について関連づけるために、制度からみた対象を4事例設定し看護過程を展開する内容とした。また、状況に合わせた看護技術の実際では、看護過程で計画立案した計画をもとに、対象とその家族の状況に合わせて、実践する内容とする。様々な状況の中で生活している対象とその家族を支え続けていくために必要な看護技術を学ぶ。ICTを活用した連携・調整方法についても体験する内容とした。	2後	30	1	○	△		○	○			
56	○		成人看護学概論	成人看護の目的・成人看護の機能と役割を学び、成人期にある対象を生活者、成長・発達およびさまざまな健康状態の側面から理解する。成人期において発達課題を達成しつつある対象を身体的・精神的・社会的側面からとらえ、成人の特性を学ぶ。成人は自律した存在であることからセルフケア能力を向上させる関わりと成人への基本的アプローチと看護に必要な概念を学び、倫理的配慮と看護の役割について考える。 また成人の生活と健康の動向を学び、成人期における健康の保持・増進及び疾病の予防の重要性を理解する。健康にかかわる政策や制度について生活と健康を守りはぐくむシステムについて理解すると共に生活と社会という広い視座から成人看護学の基盤を学ぶ。成人期にある対象を健康生活の急激な破綻から回復を促す看護、健康生活の慢性的な揺らぎの再調整を促す看護、障害を持ちながらの生活とリハビリテーションを支える看護、人生の最期のときを支える看護を必要とする対象の看護の特徴を学ぶ。	1後	30	1	○				○	○	○	
57	○		成人看護学方法論Ⅰ	成人の健康生活を回復・維持・促進するための具体的な看護技術を学ぶ。成人の学習の重要性を理解し、学習を通じて対象に働きかける具体的な方法としてエンパワメント・エデュケーションの基本態度と方法を学ぶ。セルフマネジメントを推進する看護技術としてセルフマネジメント教育の実際を学習する。対話により対象の困っていること、気になっていることを明らかにし、コンプライアンス・自己効力を高めるアプローチについて学習する。	1後	15	1	○	△		○	○			
58	○		成人看護学方法論Ⅱ	ライフサイクルにおける成人期の特徴を踏まえ、疾病コントロールを必要とする対象のセルフケア行動形成への支援について理解すると共に、生命と生活を維持している機能に障害をもつ対象の特徴を理解し、機能障害に応じた看護の役割と援助方法について学ぶ。 成人の健康状態に応じた看護の特徴を踏まえ、慢性的な揺らぎの再調整を必要とする対象の事例を通し看護過程の展開方法を学ぶ。	2後	30	1	○	△		○	○			
59	○		成人看護学方法論Ⅲ	ライフサイクルにおける成人期の特徴を踏まえ、生活行動制限のある対象のセルフケア再獲得に向け、ボディイメージの変化や障害をもちながら生活する対象の特徴を知り、必要な援助方法と看護の役割について学ぶ。さらに、生命と生活を維持している機能に障害をもつ対象の特徴を理解し、機能障害に応じた看護の役割と援助方法について学ぶ。	2前	30	1	○	△		○	○			

60	○		成人看護学方法論Ⅳ	健康の急激な破綻から回復の状態にある対象の周手術期とその状況に応じた看護の特徴、術後合併症予防に必要な周手術期の看護技術を学ぶ。 治療に伴う不快症状のコントロールとして急性疼痛が及ぼす身体への影響を理解し、術後合併症予防や薬理学的方法による鎮痛ケアや疼痛の影響要因をコントロールする看護技術を学ぶ。	2前～後	30	1	○	△		○	○						
61	○		成人看護学方法論Ⅴ	がん治療で特徴的となる、治療完遂、患者の主体的な治療参加・治療継続のための管理、がんリハビリテーションの支援、チームアプローチの調整における看護の役割とその重要性について学ぶ。 がん治療の三本柱となる手術療法・薬物療法・放射線療法の治療と症状の管理や合併症予防、セルフケア支援、症状マネジメントや緩和ケア多職種連携などがん看護について学ぶ。	2前～後	15	1	○			○	○						
62	○		老年看護学概論	老年期の発達段階の特徴と高齢者を取り巻く環境について学び、加齢に伴う身体的・精神的・社会的側面から高齢者への理解を深める。また、高齢者を支援し、社会資源について学び、老年看護の目的や役割について理解する。	1後	30	1	○	△		○	○						
63	○		老年看護学方法論Ⅰ	加齢による変化や、高齢者に特徴的な疾患や症状が、生活に及ぼす影響を捉え、QOLの維持・向上へ向けた援助について学ぶ。	2前	45	1	○	△		○	○						
64	○		老年看護学方法論Ⅱ	健康障害を持つ高齢者の身体ケア技術を生活機能に合わせ、習得する。認知機能の障害に対する看護について学び、対象とその家族への支援を通して高齢者の尊厳について理解を深める。また、看護過程・臨床判断能力、多職種連携カンファレンスなどの演習を通して実践へ向けた援助方法を学ぶ。	2前～後	30	2	△	○		○	○						
65	○		小児看護学概論	さまざまな場での小児看護の目的、役割と機能を学ぶ。子ども親及び小児看護の歴史を振り返り、小児保健医療の動向や今後の課題について考える。小児看護における対象は、子どもと家族をひとつの援助対象であることを学ぶ。そのうえで、子どもの特性の理解として、成長・発達の原則、発達理論、形態的・機能的成長・発達、心理社会的発達、小児の栄養、発育・発達の評価について学ぶ。また、子どもの権利を尊重し、子どもと家族の最善の利益を守るための小児看護における倫理について学ぶ。 子どもを取り巻く環境では、家族・社会および自然環境を含めた広い視野で対象を理解するために、現代家族の現状について学ぶ内容としている。また、統計資料から小児の出生・死亡・疾病構造の変化と関連づけながら、子どもの健康を守るためにはどのような法律や施策があるのかを学ぶ。	1後	30	1	○	△		○	○	○					
66	○		小児看護学方法論Ⅰ	子どもの健康の保持・増進、疾病予防に向けた看護では、小児各期の発達段階に応じた日常生活や、子どもの成長・発達を促す援助、家族の援助について学ぶ。 子どもの様々な健康状態における看護の特徴を学び、それぞれの健康状態に特有な健康障害や入院が子どもの成長・発達に与える影響と子どもの反応、子どもと家族の生活に及ぼす影響について理解を深める。また、疾病治療学Ⅴの学習をふまえ、各健康状態に関連した頻度の高い疾患や、直面しやすい健康上の課題について学ぶ。さらに健康回復のための援助について学ぶ。	2	45	2	○	△		○	○	○					
67	○		小児看護学方法論Ⅱ	小児看護技術の中でも、特に実践のすることが多い技術項目を精選した。小児の看護技術を実践する際には、子どもに対し、一人の人間として尊重する姿勢を大切にしながら、発達段階に応じた援助技術の選択や、子どもの反応や状況に合わせて対応していく必要がある。現在の小児医療の現場では、プレパレーションは、特別な行為ではなく、日常的に行われるべき倫理的な作業の一つである。実際の場面でこれらを展開できるように、協同学習を活用した演習を取り入れながら、小児看護に必要な看護技術を習得する。また、学んだ知識を統合し、応用する能力を養うために看護過程を展開し、事例を活用したシミュレーション演習を取り入れ学習を深める。	2前～後	30	1	○	△		○	○	○					
68	○		母性看護学概論	母性看護の基盤となる概念を理解し、近年の母性看護の対象をめぐる社会的な変化を広く捉え、母性看護の機能と役割を理解する内容とした。	2前	30	1	○			○	○						
69	○		母性看護学方法論Ⅰ	生理的な変化を遂げている妊婦・産婦・褥婦及び新生児の看護は、健康の急激な破綻をきたさないために、臨床判断能力が求められる。そのため、健康の保持・増進・予防に努めるための援助方法を理解する内容とした。	2前～後	45	2	○			○	○						
70	○		母性看護学方法論Ⅱ	母性看護を展開するために必要な看護過程の展開方法やヘルスアセスメントに必要な技術および、対象との援助関係形成のための技術や援助技術を理解し習得する内容とした。	2後	30	1	○	△		○	○						

71	○		精神看護学概論	本科目では、精神看護の基盤となる心についての概念と、精神保健福祉の現在、及び精神に障がいがある人の暮らしについて学ぶ。 精神看護学では、すべての領域にある人々の心の健康について考え、対象理解を深める。家庭や学校、職場における人間関係の中で、心は影響し合い育まれることを学習する。また、心の健康の維持とライフサイクルにおける心の健康と発達について学び、現代社会の社会病理からみた心のあり方と、精神看護学の位置づけを学ぶ。 精神保健福祉の歴史的な変遷から、今日の制度の成り立ちと今後の精神医療について学び、精神保健福祉法と関連づけて、看護師としての倫理について学習する。 また、こころに病を抱えた人の治療環境と、障がいと共に社会で生活するための支援について学ぶ。	2前	30	1	○			○		○						
72	○		精神看護学方法論Ⅰ	本科目では、こころに障害をもつ人に対する看護援助の実践について学ぶ。精神科の診療に伴う診察や検査の基本的な援助、治療に伴う看護について学ぶ。特に、幻覚妄想や興奮状態など精神症状の苦しさ、日常生活への影響を理解し、精神障がい者の抱える「生活のしづらさ」を改善するための生活技能訓練をはじめとする、社会療法や薬物療法などについて学習する。	2前～後	45	2	○	△			○			○				
73	○		精神看護学方法論Ⅱ	本科目では事例を通して、精神に障がいをもつ対象を統合的（身体的・精神的・社会的側面）に理解し、健康な側面に注目しながら看護実践に必要な看護過程の展開（援助方法）を理解する。精神症状や日常生活に問題がある患者とのシミュレーション学習を通して、コミュニケーション技術の基礎を学び、プロセスレコードを用いて自己洞察、自己理解、患者と看護師の相互作用について学ぶ内容とする。	2後	30	1	○	△			○			○				
74	○		看護マネジメント	看護におけるマネジメントの意義を理解し、マネジメントを「ケアマネジメント」「看護サービスのマネジメント」の2つの概念から捉え、役割と機能について理解する。また、看護マネジメントにおけるチーム医療や医療安全について理解する。さらに、看護倫理、看護職キャリアマネジメントについても学ぶ内容とする。	3前	30	1	○	△			○			○		○		
75	○		国際看護と災害看護	国際社会において看護師として諸外国との協力のあり方を学習する。県下において国際活動を行っている施設や国際活動に携わる人々及び、県内で生活する外国人を通して国際協力の現状と在沖外国人への看護を考える内容とする。また、我が国の災害対策、災害救助活動を学び、災害時の看護の特徴と基本的な援助について理解する。これらの学習を通して、看護に対する広い視野と課題について考え、専門性の意識を高める。	3前	30	1	○	△			○			○		○		
76	○		事例研究	事例研究では、基礎看護学概論Ⅱで学んだ研究の基礎をふまえ、自己の看護実践を振り返り（3年次の臨地実習）、理論と統合させながら事例研究をまとめる内容とした。	3前	15	1	○				○			○		○		
77	○		看護技術の統合演習	統合実習の前段階として、臨床に近い状況での看護技術の実際をシミュレーションで体験する。体験後デブリーフィングを行い知識と技術、態度を統合し、臨床現場への実践に応用させていく。実践では対象の状況に応じて、思考力や臨床判断力を身につけ優先順位を考えていく。複数患者への対応のみでなく、チームメンバーとの調整、割り込み状況への対処を含めた看護技術を安全に実施できるように協同学習を取り入れて学ぶ。	3後	15	1		△		○			○		○		○	
78	○		基礎看護学実習Ⅰ	医療施設における看護援助場面の見学をとおして、看護の機能と役割を理解するとともに、看護師としての基本姿勢の基盤をつくる。	1前	45	1				○			○		○		○	
79	○		基礎看護学実習Ⅱ	看護過程を活用し、対象の基本的欲求を理解して生活上の援助を行うことで、看護の基礎的能力を養う。	1後	90	2				○			○		○		○	
80	○		看護実践ステップアップ実習	対象の健康上の課題に対応するために看護過程のステップを踏みながら看護を実践し、看護師としての基礎的能力を養う。	2後	90	2				○			○		○		○	
81	○		地域・在宅看護論実習	地域で生活している療養者とその家族を理解し、看護の実際を経験することにより、その人らしい生活や自立を援助するための基礎的能力を養う。	3前～後	90	2				○			○		○		○	
82	○		健康支援を知る実習	地域の中で生活する人々を捉え、人々の健康を維持・増進するための支援の在り方を学び、看護師としての基礎的能力を養う。	2前	90	2				○			○		○		○	
83	○		成人・老年看護学実習Ⅰ	成人期・老年期の特性を踏まえ、対象の健康上の課題及び生活上の課題を理解し、日常生活適応への看護を習得する。	2後	90	2				○			○		○		○	
84	○		成人・老年看護学実習Ⅱ	慢性的な揺らぎの再調整から人生最期のときを過ごす成人・老年期の対象を理解し、意志・意欲の維持、健康状態に応じた看護が実践できる能力を養う。	3前～後	90	2				○			○		○		○	

85	○	成人・老年看護学実習Ⅲ	成人期・老年期の特性を踏まえ、健康の急激な破綻から回復にある対象を理解し、機能回復および生活活動の維持、日常生活への復帰に向けての看護が実践できる能力を養う。	3前～後	90	2			○		○	○	○	○
86	○	小児看護学実習	成長・発達過程にある子どもを全人的に捉え、さまざまな健康状態にある子どもと家族に応じた看護を実践できる基礎的能力を養う。	3前～後	90	2			○		○	○	○	○
87	○	母性看護学実習	母子保健活動の実際から、保健医療福祉チームの一員としての役割を理解し、母性看護の対象に応じた看護の基礎的能力を養う。	3前～後	90	2			○		○	○	○	○
88	○	精神看護学実習	精神科看護の実際から、保健医療福祉チームの一員としての役割を理解し、精神看護の対象に応じた看護の基礎的能力を養う。	3前～後	90	2			○		○	○	○	○
89	○	統合実習	病院における看護管理の実際を知るとともに、チームの一員として既習した知識と技術を統合し看護を実践できる基礎的能力を養う。	3前～後	90	2			○		○	○	○	○
合計				89 科目	3075 単位（単位時間）									

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：	全授業科目を履修し修得すること	1 学年の学期区分	2 期
履修方法：		1 学期の授業期間	21 週

（留意事項）

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。